

第4章 屋外タンク貯蔵所等の定期保安検査、内部開放点検等の基準

第1節 総則

第1 趣旨

この基準は、屋外タンク貯蔵所の定期保安検査、臨時保安検査、内部点検、保安点検、開放点検等及び地震対策（以下「内部開放点検」という。）並びに新基準及び個別延長について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語等

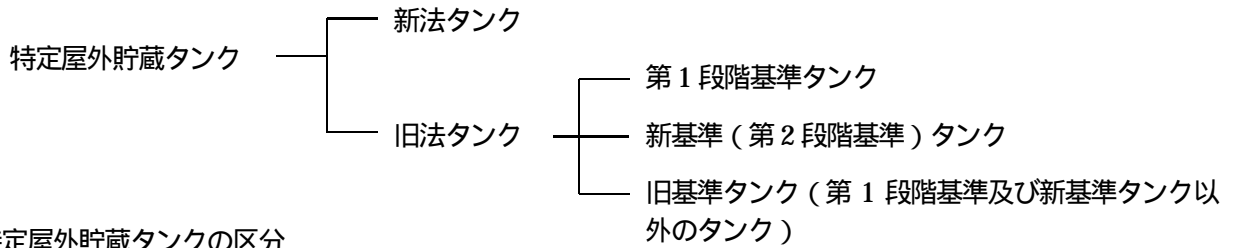
1 法令名等の略称

- (1) 56号通知：昭和52年3月30日付消防危第56号通知
- (2) 169号通知：昭和54年12月25日付消防危第169号通知
- (3) 28号質疑：平成2年3月31日付消防危第28号質疑
- (4) 73号通知：平成6年9月1日付消防危第73号通知
- (5) 29号質疑：平成7年3月30日付消防危第29号質疑
- (6) 30号改正規則：平成6年9月1日付自治省令第30号
- (7) 11号改正規則：平成12年3月21日付自治省令第11号
- (8) 29号通知：平成9年3月26日付消防危第29号通知
- (9) 36号通知：平成9年3月26日付消防危第36号通知
- (10) 27号通知：平成11年3月30日付消防危第27号通知
- (11) 58号質疑：平成11年6月15日付消防危第58号質疑

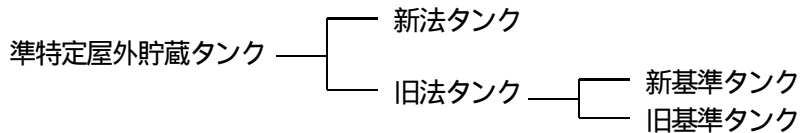
2 用語の定義

- (1) 「基準板厚」とは、告示第4条の17に規定する最小厚さをいう。
- (2) 「設計板厚」とは、設計図書に記載されている板厚をいう。
- (3) 「実板厚」とは、アニュラ板（底板）の側板内面より500mmの範囲内の測定値の平均値をいう。
- (4) 「t値」とは、過去の腐食率を考慮し、次期タンク開放時において腐食による残存板厚を確保させるのに必要な板厚をいう。
- (5) 「水張特例試験等」とは、政令第11条第5項の規定を適用できる変更工事において行う試験等をいう。
- (6) 「保護板」とは、補修のためではなく、屋根支柱及びサポート等の保護を目的として取り付けた当て板をいう。なお、タンク板と同厚同材質の保護板を使用した場合は、原則として底板の重ね補修工事とみなす。
- (7) 「重ね補修」とは、母材表面に当て板を行い、当該当て板外周全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク付属物取付用当て板を除く。）をいう。
- (8) 「肉盛補修」とは、母材及び部材の表面に金属を溶着する補修をいう。
- (9) 「溶接部補修」とは、溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）をいう。
- (10) 「はめ板復旧工事」とは、ドレン、マンホール等の取り外し及びサンプリングカットの復旧工事等をいう。なお、サンプリングカットの復旧工事で埋板後当て板による重ね補修を行った場合は、重ね補修工事とみなす。

3 特定屋外貯蔵タンクの区分



4 準特定屋外貯蔵タンクの区分



第3 内部開放点検の種類

1 定期的に点検を要するもの

(1) 定期保安検査(法第14条の3第1項)

液体の危険物で容量10,000kℓ以上の屋外貯蔵タンク(屋外20号タンクを含む。)

(2) 内部点検(法第14条の3の2、規則第62条の5)

ア 引火点を有する液体の危険物で容量1,000kℓ以上10,000kℓ未満の屋外貯蔵タンク(屋外20号タンクを含む。)

イ 引火点を有する危険物以外の液体の危険物で容量1,000kℓ以上10,000kℓ未満の屋外貯蔵タンク(屋外20号タンクを含む)

(3) 開放点検

ア 引火点を有する液体の危険物で容量500kℓ以上1,000kℓ未満の屋外貯蔵タンク(屋外20号タンクを含む。)

イ 引火点を有する危険物以外の液体の危険物で容量500kℓ以上1,000kℓ未満の屋外貯蔵タンク(屋外20号タンクを含む。)

2 臨時に点検を要するもの

(1) 臨時保安検査(法第14条の3第2項)

容量1,000kℓ以上の屋外貯蔵タンク(屋外20号タンクを含む。)

(2) 保安点検(56号通知)

液体の危険物で指定数量の200倍以上かつ1,000kℓ未満の屋外貯蔵タンク(屋外20号タンクを含む。)

(3) 地震対策(169号通知)

容量100kℓ以上500kℓ未満の屋外貯蔵タンク(屋外20号タンクを含む。)

第4 技術援助

1 特定屋外タンク貯蔵所に係る新基準適合届又は第1段階基準適合届に際しては、KHKの技術援助を受けることができること。(73号通知)

2 保安検査時期延長の申請(個別延長)に際しては、KHKの技術援助を受けることができること。(73号通知)

3 準特定屋外タンク貯蔵所に係る新基準適合届出に際しては、KHKの技術援助を受けることができること。